

第 1 章 地域福祉計画の基本理念

第 1 節 計画の基本理念

本計画は、「地域福祉推進 101 人委員会（ワイワイ委員会）」の提言や多くの市民の方からの声を反映して策定した第 1 期の地域福祉計画の理念を踏まえ、『市民が集い、交流し、一人ひとりがいきいきと活動し、ともに支え合い・助け合うまち・清瀬』を基本理念とし、以下の 4 つの基本目標のもと、施策を推進していきます。

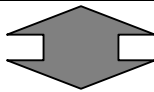
■基本目標・方針

1. 支援を必要とする人が、身近な地域の中で、自分にあった福祉サービスが利用できるまちづくり
2. 利用者の視点を大切にし、市民や地域の力を活かし、福祉サービスが充実したまちづくり
3. 市民一人ひとりの思いや力を活かす仕組みや場をつくり、支え合い・助け合うまちづくり
4. 人と人をつなぎ、市民と行政との協働により地域福祉を推進するまちづくり

《施策の体系》

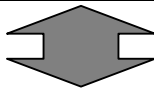
【基本理念】

**市民が集い、交流し、一人ひとりがいきいきと活動し、
ともに支え合い・助け合うまち・清瀬**



【基本目標・方針】

- 1 支援を必要とする人が、身近な地域の中で、自分にあった福祉サービスが利用できるまちづくり
- 2 利用者の視点を大切にし、市民や地域の力を活かし、福祉サービスが充実したまちづくり
- 3 市民一人ひとりの思いや力を活かす仕組みや場をつくり、支え合い・助け合うまちづくり
- 4 人と人をつなぎ、市民と行政との協働により地域福祉を推進するまちづくり



【基本施策】

福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり

- 1 相談支援・情報提供体制の充実
- 2 権利擁護の充実
- 3 苦情解決の仕組みの推進

福祉サービスの充実のために

- 1 市の福祉サービス基盤の充実
- 2 社会福祉協議会活動の促進
- 3 多様なサービスが地域で育つ環境づくり

みんなが参加し、行動に移せる場を

- 1 小地域における地域福祉活動
- 2 ボランティア、NPO団体等の活動への支援

【推進策】

地域福祉を推進するために

- 総合的な地域福祉の展開
- 市民との連携・協働

第2節 前期計画の評価と地域福祉の課題

市民アンケート調査、地域福祉活動者や活動団体アンケート調査結果等から、以下のとおり課題を整理できます。

1. 前期計画の評価

○まちづくり全般

- ・秋津駅にエレベーターが設置されるなど、一定の整備が進みましたが、さらに今後はユニバーサルデザイン（全ての人に優しいデザイン）の理念に基づく整備を進めていく必要があります。
- ・市民協働の理念のもと、福祉、教育、環境等様々な分野でまちづくりが進められてきましたが、さらなる推進が必要です。
- ・高齢者の認知症グループホーム、障害者グループホーム、障害者就労支援センター、地域包括支援センターなど、一定の整備が進みましたが、さらなる充実が求められています。

○地域交流・世代間交流、地域の助け合い活動

- ・ふれあい協力員事業、傾聴ボランティアの養成（社協）など、あらたな取り組みが開始されましたが、高齢化が進んでいくことから、協力者をさらに増やしていく必要があります。
- ・多世代交流施設として、児童センターが平成17年度にオープンし、年間12万人に利用されています。
- ・一部の町会・自治会では、高齢者の食事会、緊急連絡先の把握など、地域住民による相互扶助活動が行われています。今後は、これらの活動を定着させるとともに、全市に広げていく必要があります。

2. 地域福祉の課題

○福祉サービスの利用について

- ・「相談窓口」「情報提供」の充実が求められています。
- ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、権利擁護に関する制度やサービスのPRを充実する必要があります。

○福祉サービスの充実について

- ・地域福祉推進の中核的な機関である社会福祉協議会との連携の強化が必要です。
- ・地域福祉の担い手を増やすための仕組みの充実が必要です。

○地域福祉活動について

- ・地区により高齢化率の違いがみられることから、各地区の特性にあわせた地域福祉の展開が必要です。
- ・「声かけや安否確認」は地域に手助けを求める声が多い一方で、多くの人が手助けできることとしてあげています。手助けを必要とする人と、手助けできる人とを結ぶ仕組みが必要です。
- ・地域福祉や市民活動団体同士の交流の機会の充実や、活動・交流拠点の確保が求められています。
- ・高齢者等が自然災害の犠牲となることが多くなっている中で、要援護者の名簿の整備等、支援体制の充実が求められています。

第2章 地域福祉計画の基本施策

第1節 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり

《基本的考え方・目標》

○市民一人ひとりが身近な地域で

- ・気軽に相談でき、必要なサービスや支援を受けられる
- ・サービスの内容を知り、自分にあったサービスを利用できる

○市民一人ひとりの声を、サービスの質の向上につなげていく

1. 相談支援・情報提供体制の充実

福祉サービスの利用にあたっては、単にサービスメニューが充実しているだけでは不十分であり、支援を必要としている人とサービスとの橋渡しをする相談機能の充実が重要です。公的機関の相談窓口の充実に加え、民生委員・児童委員、ケアマネジャーやサービス事業者や施設等の相談員等による相談支援体制の充実も不可欠です。さらに隣近所や友人・知人など、地域住民や市民同士の相談も大きな力となることが期待できます。

(1) 相談体制の充実

子育て支援や障害者、高齢者などを対象とした、各分野の相談窓口・機関の充実を図るとともに、PRが重要です。

【取組・方針】

○相談窓口の充実・PR《市》

- ・広報、ホームページ等を活用し、相談窓口のPRを進めていきます。
- ・健診、健康大学、各種教室などの催し物や、老人クラブなど高齢者が集まる機会を利用し、PRを行います。
- ・地域包括支援センター等の専門的な相談窓口のネットワーク化を図ります。
- ・健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会等との連携を強化します。

○地域や市民同士の相談体制

- ・人口・世帯数の増加に伴う民生委員・児童委員の適正な配置を行います。

○職員資質の向上《市・社協・事業者》

- ・各分野の相談担当専門職員の育成や、研修の機会を充実していきます。
- ・事業者や施設等に対しては、各種研修の情報提供を充実します。

（２）情報提供の充実

相談窓口の充実とあわせて、いつでも入手しやすく、分かりやすい情報提供が重要です。また、各種サービスの選択にあたっては、客観的でかつ一定の基準に基づく情報が重要となっています。

【取組・方針】

○情報の充実《市》

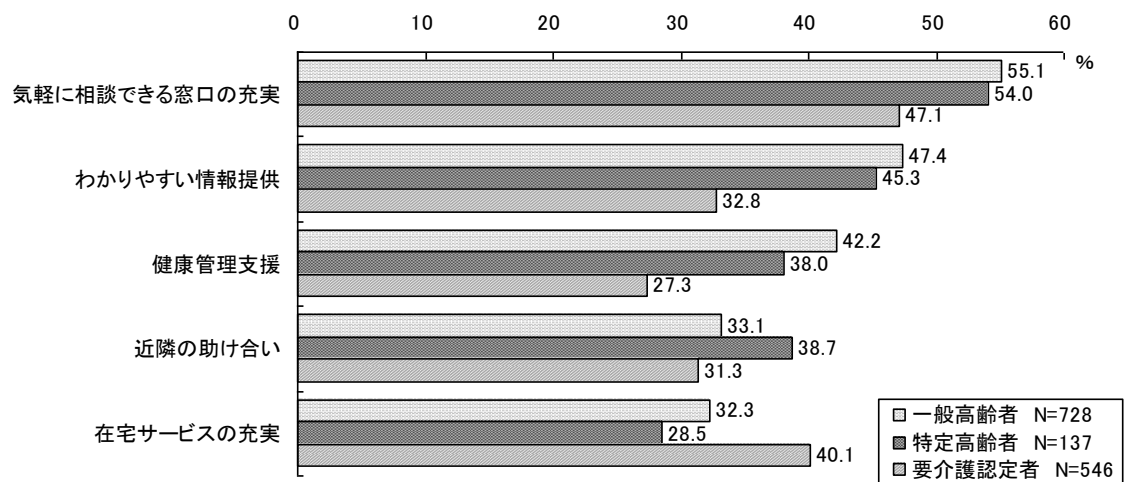
- ・保健福祉総合相談窓口ガイド、各種サービスガイドブック等を作成し、分かりやすい情報提供に努めます。
- ・広報、ホームページの活用により、誰もが入手しやすい情報提供を行います。
- ・健診、健康大学、各種教室など、高齢者が集まる機会を利用し、多くの人に分かりやすく情報を伝えていきます。
- ・出前講座などを活用し、積極的に情報提供を行っていきます。

○第三者評価の推進《市・事業者》

- ・福祉サービスの第三者評価の結果公表、情報提供を行います。
- ・第三者評価を受ける事業者等に対する補助を行います。（認知症高齢者グループホーム、認証保育所）等

◆「相談窓口」「情報提供」の充実が求められている

- ・高齢者保健福祉施策全般に対して、「困ったときに気軽に相談できる窓口の充実」「介護保険等の分かりやすい情報提供」などを求める声が多くなっています。



資料：市民アンケート（高齢者）

■相談及び情報提供機関（者）

項 目		概 要
主な相談機関		
健康	健康全般	○健康センター ・成人健康相談、食生活相談、乳幼児の食事、子どもの発育や健康の相談等
	子育て全般	○子ども家庭支援センター ・18歳未満の児童と、その家庭に関する相談。児童自身からの相談に対応
	育児相談	○子育てひろば事業（市内の保育園） ・電話・FAX、来園による育児相談をしている他、保育園の庭やホールで、保育園の職員・園児との交流
子育て	発達支援	○清瀬市子どもの発達支援・交流センター（H21年度開設） ・発達に遅れやかたよりのある子ども、また障害のある子どものために、専門職による相談や成長・発達段階に対応した支援プログラムの実施、人材育成、地域との交流等を行う
	障害全般	○障害福祉課（市役所） ○地域生活支援センターどんぐり、社会福祉協議会（2箇所） ・電話、面接、訪問による相談。関係機関との調整
	就労支援	○清瀬市障害者就労支援センター「ワークル・きよせ」 ・就労支援：電話、面接、訪問等による職業相談・就職準備支援・職場開拓・定着支援等 ・生活支援：日常生活の支援・働き続けるための支援
障害・発達	介護、高齢者の生活全般	○地域包括支援センター ・3箇所（市役所、社会福祉協議会、平成21年度から社会福祉法人に委託） ・高齢者やその家族に対する介護等に関する総合相談、権利擁護の他、ケアマネジャー等に対する相談
		○高齢支援課（市役所）
身近な地域の相談機関・相談できる人		
民生委員・児童委員		それぞれの担当地域において、生活上の様々な問題を抱えている方々の相談・援助を行う
社会福祉協議会		成年後見、権利擁護に関する相談、地域福祉サービスに関する相談援助を行う
情報提供		
福祉サービス第三者評価制度		○東京都福祉サービス評価推進機構（財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団） ・「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、サービスを選択する際の目安となるように、各事業所の評価結果を公表。

2. 権利擁護の充実

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下した人に対して各種サービスの利用や契約関係の支援を行うなど、権利擁護の充実が求められています。また、振り込め詐欺や悪徳商法から、高齢者等が被害に遭わない対策が求められています。

【取組・方針】

○成年後見制度推進機関の設置（平成 21 年度）

- ・成年後見制度を必要としている市民が適切に利用できるよう、きよせ権利擁護センターの相談支援機能を充実します。
- ・ニーズを適切に受けとめ、つなぐ仕組みづくり、後見業務の質向上と後見人の育成など、権利擁護事業の充実を図ります。

○消費者被害、高齢者虐待防止等に関する意識の普及啓発《市・社協》

- ・広報、ホームページ等のほか、出前講座などの機会を活用します。
- ・市民を対象とした講習会を定期的を開催します。《社協》

○相談窓口等のPR《市・社協》

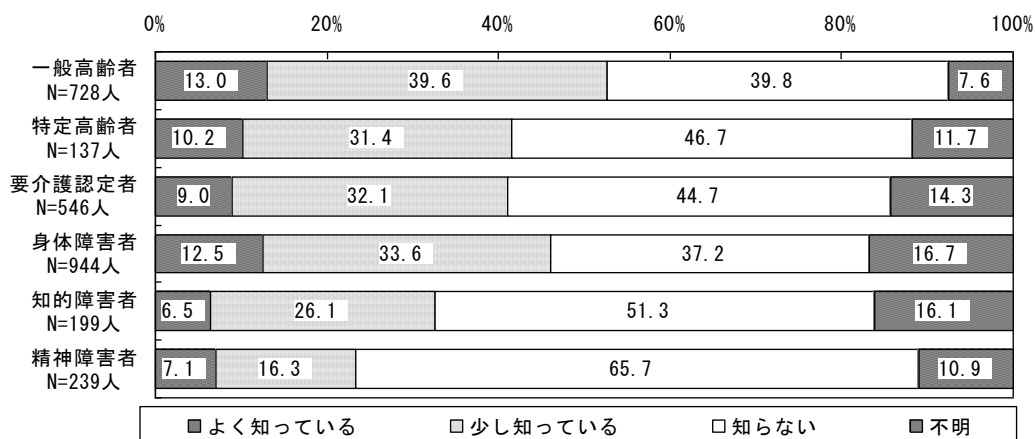
- ・広報紙・ホームページ、各種教室、ガイドブック等を通じたPR活動を推進します。

○連携体制の強化《市・社協》

- ・地域包括支援センター、きよせ権利擁護センター「あいねっと」、消費生活センターとのネットワークを構築していきます。

◆成年後見制度については半数程度の人が「知らない」と回答

- ・成年後見制度については、「よく知っている」が1割程度ですが、半数の人が「知らない」と回答しています。



資料：市民アンケート（高齢者）

■権利擁護に関する相談機関・制度や事業

項 目	概 要
相談機関	
きよせ権利擁護センター「あいねっと」	・ 専門相談：福祉サービスに関するトラブル、権利侵害、成年後見制度等に関して弁護士等による相談 ・ 福祉サービス利用に関する苦情相談 ・ 一般相談：福祉サービスの利用方法などの関する相談
地域包括支援センター	・ 成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見・早期対応 ・ 消費者被害などの相談
地域福祉課（市役所）	・ 市長申立：成年後見制度の活用が適切であるものの、申立てをする親族がいない、または親族が申立てを拒否している場合など ・ 成年後見制度の利用支援：市長が申立てを行う場合に、申立て費用及び後見人の報酬等の必要な経費について、助成を受けなければ利用が困難な人を支援
障害者相談支援事業	・ 地域生活支援センターどんぐり ・ 社会福祉協議会
消費生活センター	・ 消費生活に関する苦情・相談について解決のための助言・あっせん等 ・ 消費生活に関する講座・講演会等 ・ 消費者問題に関するビデオ・本の貸出 ・ 自主的な活動への援助や活動の場の提供等
権利擁護に関する制度・事業	
成年後見制度（法務省・裁判所）	・ 認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12 年 4 月 1 日からスタートした制度。
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	・ 社会福祉協議会で実施 ・ 物忘れ症状のある高齢者、知的障害、精神障害などがある方で、一定の判断能力のある方に対し、福祉サービス利用援助、日常金銭管理、書類の預かり等を行うサービス。

3. 苦情解決の仕組みの推進

福祉サービスのメニューや量的な充実とあわせて、サービスの質の向上が求められています。そのため、福祉サービスに対する苦情や意見を幅広くくみ上げる仕組みや、関係機関及びサービス提供事業者と連携が重要です。

【取組・方針】

○苦情相談窓口等のPR《市》

- ・広報、ホームページ等の活用により、苦情相談窓口のPRを行います。

○苦情や利用者の声を反映させやすい仕組みの充実《市》

- ・利用者の声をサービス改善へつなげる仕組みを充実していきます。

○関係機関との連携《市・社協・事業者》

- ・社会福祉法人等における苦情窓口の整備・充実に対する側面的支援を行います。

■主な苦情窓口等

項 目	概 要
きよせ権利擁護センター「あいねっと」	・福祉サービスに関する苦情→事業者（解決が難しい場合）→「あいねっと」で相談（解決が難しい場合）→東京都の苦情対応機関や連絡機関を紹介
市役所（関係各課）	・各サービスを担当する所管課

福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくりについて

《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・どんな情報が利用できるか、進んでキャッチしよう
- ・各事業所の第三者評価結果をみてみよう
- ・どんな相談ができるか、まずは聞いてみよう
- ・講座や講習会に参加してみよう
- ・スーパーや病院等、人が集まるところにチラシや伝言板などで、小さな情報発信の場にしよう

第2節 福祉サービスの充実のために

《基本的考え方・目標》

- 生活する身近な地域で、安心して福祉サービスや支援が受けられる
- 市民感覚や利用者ニーズを活かし、福祉サービスの質の向上を図る
- 社会福祉協議会を地域福祉の中核的な機関と位置づけ、地域福祉の推進を図る

1. 市の福祉サービス基盤の充実

行政運営の効率化が求められる一方で、市民ニーズが多様化していることから、専門性を高めるとともに、社会福祉法人や民間サービス事業者などと連携を強化し、市民が必要とする福祉サービスを充実していく必要があります。

【取組・方針】

○市民サービスの向上

- ・総合福祉システム導入による福祉サービス提供の効率化を図ります。

○社会福祉援助の専門性や体制の強化《市》

- ・福祉関連部署に保健師や社会福祉士などの専門職を配置します。
- ・保健・福祉関係各課や医療機関等との連携による援助体制の強化を図ります。

○経験やノウハウの共有の仕組みづくり《市》

- ・地域包括支援センターをはじめ、市が直接担ってきた相談機関等における経験を活かし、市が中心となり、法人との連携を強化し、支援を必要とする人が適切なサービスや支援を受けられるように進めます。

2. 社会福祉協議会活動の促進

社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉の推進役として位置づけられています。社会福祉協議会では、地域福祉活動の推進、福祉ボランティアの育成、障害者福祉センターの運営管理などを行っていることから、市民に近い立場で良質な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉推進の中心的な役割を期待されています。

【取組・方針（市の連携・支援策）】

○連携の強化《市・社協》

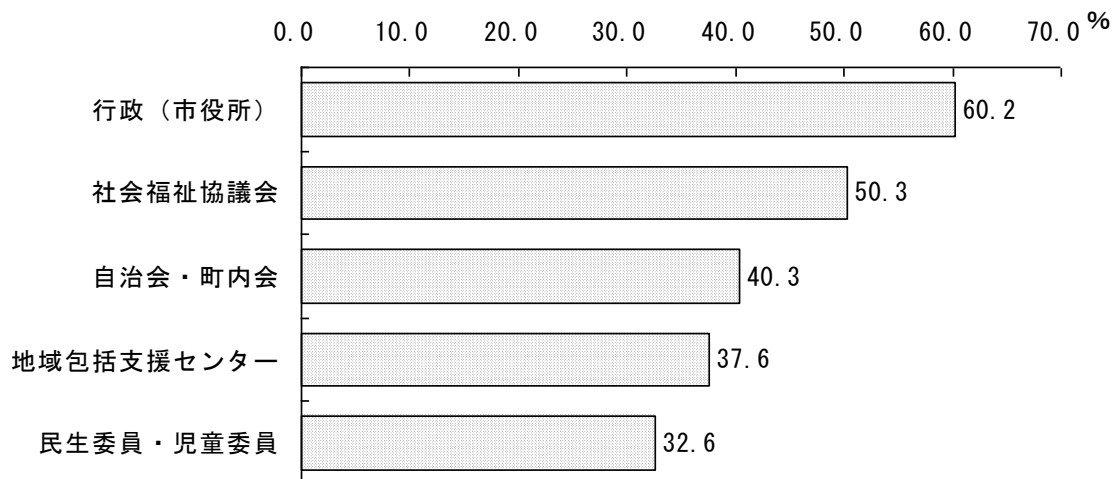
- ・地域福祉に関する市民サービスについては、市と社会福祉協議会が連携・協力して進めていきます。

○地域福祉やボランティアの橋渡し役の充実《市・社協》

- ・活動の場を求めているボランティアと、担い手を求めている地域や施設等の橋渡しをするボランティアコーディネーター、活動の助言をするボランティアアドバイザー等の育成と活動の促進を図ります。

◆市役所や社会福祉協議会との連携が必要とされている

- ・地域福祉活動者アンケートによると、地域福祉を推進するために連携が必要な機関等として、「市役所」が6割、「社会福祉協議会」が5割となっています。



資料：地域福祉アンケート（地域福祉活動者）

■社会福祉協議会の活動・事業の概要

項 目	概 要
地域福祉事業	・ふれあいコール(安否確認)、ふれんどサービス(有償ボランティア)、車椅子貸出、交通安全杖の頒布、小地域活動の推進を実施 ・地域における災害対策事業を清瀬市と連携して実施(予定)
きよせ介護サポーター事業	・清瀬市から受託し、高齢者の介護予防を目的とした事業を実施
人材育成支援事業	・介護従事者向け研修会や、福祉の仕事に関する相談・合同面接会を実施
生活福祉資金貸付事業	・東京都社会福祉協議会から受託し、低所得者、障害者、高齢者に対し生活福祉資金の貸付を実施
地域福祉活動助成事業	・市内で活動するボランティア団体、市民活動団体等に対し、活動資金の助成を実施
市民向け講習会	・理学療法士による市民向け健康講座を実施
地域福祉活動計画の策定	・平成 20、21 年度予定 ・地域福祉を推進していくための民間計画で、地域福祉計画とは両輪の関係
きよせボランティアセンターの運営	・ボランティアの登録、紹介、相談、各種ボランティア講座、講演会ボランティア団体の組織化支援等を実施
きよせ社協地域包括支援センターの運営	・清瀬市から受託し、平成 20 年 10 月から開設 ・介護保険制度に基づく相談機関で、総合的な相談をはじめ、成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見・早期対応等を行う
きよせ権利擁護センター「あいねっと」の運営	・判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助、成年後見制度の利用支援等を実施
清瀬社協ホームヘルパーステーションの運営	・訪問介護、介護予防訪問介護事業(介護保険)、居宅介護事業(障害者自立支援)を東京都の指定を受けて実施 ・障害者の移動支援事業、生活サポート事業(地域生活支援事業)を清瀬市から指定を受けて実施
障害者福祉センターの運営	・知的障害者通所更生施設、生活介護事業、機能訓練事業、地域活動支援センター事業、障害児学童クラブ、障害者相談支援事業を総合的に実施

3. 多様なサービスが地域で育つ環境づくり

(1) 福祉サービス事業者の育成支援・連携

市民生活に密着したNPOやボランティア団体などが、福祉サービスの担い手となり、質の高い活動、事業の展開が図れるよう、研修や技術力の向上など、側面から支援を図っていくことが重要です。

【取組・方針】

○サービス事業者等との連携の強化《市・事業者》

- ・市内で提供される福祉サービスの質の向上を図るため、事業者連絡会などのネットワーク・連携の強化を図ります。

○福祉サービスを提供するNPO等の育成・支援《市》

- ・立ち上げ間もないNPOや、活動を始めようとしている団体等が、地域の福祉サービスの提供者の一員となれるように、積極的に情報提供をするなど、側面的な支援を行っていきます。

○第三者評価等によるサービスの質の向上《市・事業者》

- ・介護保険等をはじめとして、多くの福祉サービスは民間事業者が中心的な担い手となっていることから、民間事業者との連携を図りながらサービス基盤の充実を図るとともに、第三者評価や自己評価などを促進することにより、サービスの質の向上を図ります。

(2) 福祉人材の育成

福祉の現場を支える人材不足が全国的な課題となっている中で、各種活動を通じて、福祉人材を育成していくことは、地域福祉の担い手を育てるだけでなく、介護保険などのサービスの担い手となることも期待できます。

【取組・方針】

○ボランティアをきっかけとした福祉人材の育成《市・社協・事業者》

- ・各種ボランティア講座や福祉施設でのボランティア体験などを通して、福祉の仕事に関心をもつ人材の育成を図ります。

○若い世代、団塊世代等への呼びかけ《市・社協・事業者》

- ・地域福祉活動への若い世代の参加に向けて、インターネットなどの利用による情報発信を充実します。
- ・福祉関連イベント等の実施にあたっては、企画段階から若い世代や団塊世代の参加を呼びかけ、協働で開催していきます。

○大学との連携《市・大学》

- ・本市には、日本社会事業大学、国立看護大学校、明治薬科大学の、保健福祉に関連した大学が3校あり、これらの大学の学生が、一人でも多く清瀬の福祉の担い手となるよう、実習生の受け入れを行います。

○保健福祉をテーマとした生涯学習環境の充実《市・大学》

- ・健康大学や生涯学習については、保健福祉関連の講座の充実を図ります。
- ・市民が福祉について学ぶ機会を充実するため、市内や近隣の大学に対して、保健福祉関連の公開講座の開催などの協力を求めています。



福祉サービスの充実のために

《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・社会福祉協議会のことを知り、活用しよう！
- ・生涯学習や大学の講座に参加してみよう

第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を

《基本的考え方・目標》

- 市民に開かれた仕組みをつくるために、誰もが参加することを尊重する
- 公的なサービスの充実だけでなく、地域や市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる仕組みを充実する
- 地域や市民がもつ力を、地域福祉に活かす

1. 小地域における地域福祉活動

行政の福祉サービスを充実するだけでは解決が難しい地域の問題や早期の課題発見などに取り組むためには、地域住民や自治会・町会などの地域組織の協力と福祉活動が重要です。

（1）お隣同士の支え合い活動の推進

地域福祉を推進するためには、お互いに顔が見えるつながりがもてる小地域における活動を推進していくことが重要です。

【取組・方針】

○自治会・町会等における地域福祉活動の促進《市・市民（地域）》

- ・ご近所同士のあいさつや声かけ運動を広げていきます。
- ・通学時の子どもの交通安全や犯罪防止のため、保護者と連携して、通学路の見守りや防犯パトロールなどを実施します。
- ・自治会・町会における自主的なサロン活動や見守りネットワーク活動など、市民参加型の地域福祉活動を支援します。

○地域で顔見知りになる機会づくり《市民》

- ・地域のお祭りやイベントなどを通して、交流できる機会を増やします。

（２）「手助けできること」「手助けして欲しいこと」をつなぐ仕組みづくり

市民が、自分にできること、して欲しいことを発見し、お互いに助け合う仕組みが求められています。

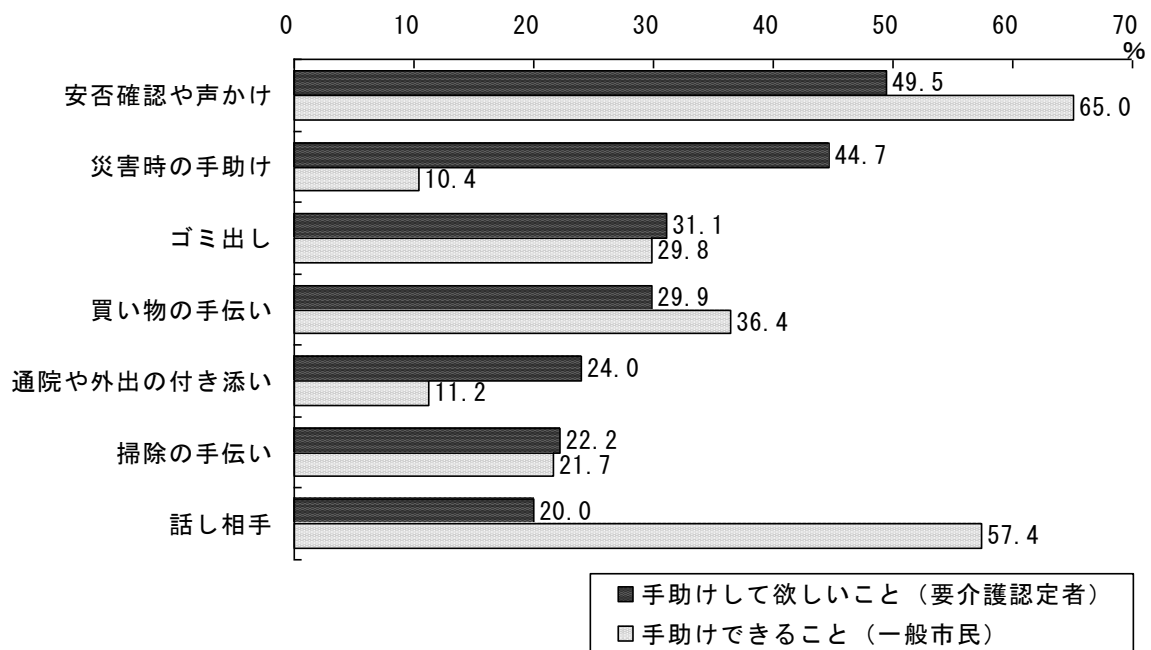
【取組・方針】

○お互いに助け合う仕組みへの支援

- ・多くの市民が生きがいを感じながら助け合う環境づくりを進めます。
- ・多様な知識や経験を活かした事業展開への支援を行います。

◆手助けして欲しいこと、手助けできること

- ・『手助けして欲しいこと』、『手助けできること』については、ともに「安否確認や声かけ」の割合が高くなっています。



資料：市民アンケート（高齢者・一般市民）

（３）地域のサロン・集いの場づくり

地域福祉を推進していくためには、人が集う場が重要です。そのため、様々なストックを活用し、気軽に集える場を充実することが重要です。

【取組・方針】

○地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり

- ・商店街の空き店舗、公的住宅等の空き室、小中学校等の余裕教室等、ストックを活用した活動の場づくりを行います。

○ストックを活用した小規模福祉施設の整備

- ・公的住宅を活用した小規模多機能施設等の整備の検討を行います。

（４）福祉関連イベントの推進

各種イベントは、多くの市民が地域福祉に関心をもち、市民同士の交流のきっかけとなることが期待できます。

【取組・方針】

○地域福祉・交流のきっかけづくり《市・社協・市民》

- ・福祉関連のイベント、ボランティア体験、福祉学習会等の機会を増やし、地域で様々な年代の市民が交流できる環境をつくります。

○市民と協働によるイベントの開催《市・社協・市民》

- ・福祉関連イベント等の実施にあたっては、企画段階から市民に参加を呼びかけ、協働で開催していきます。

■市民同士の支え合い活動の仕組みや事業

項 目	概 要
ファミリーサポートセンター	・コーディネーターが、育児の手助けが必要な方と、手助けしたい方を結びつけます。 ・冠婚葬祭・学校行事・仕事・買い物・通院・急用等で、一時的に子どもの面倒をみて欲しいときや、保育園・幼稚園・学校・放課後児童クラブ（学童クラブ）等の送迎の手助けがほしいときに利用できる制度
シルバー人材センター	・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都、清瀬市からの支援を受けて運営されている公益法人（社団法人） ・企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に仕事を提供
きよせ介護サポーター事業	・目的：高齢者の方が介護支援活動を通して社会貢献することを奨励・支援し、地域で生きがいを感じながら元気に暮らすこと。 ・内容：介護保険第１号被保険者が、「介護サポーター」として介護施設等で介護支援活動し、その活動に応じて評価ポイントが付与される制度

2. ボランティア、NPO団体等の活動への支援

(1) 市民の自主活動の支援及び拠点機能の強化

本市には、市（企画課）が運営委託している「市民活動センター」と、社会福祉協議会が運営している「ボランティアセンター」があり、市民活動やボランティア活動を支援しています。

両センターを、広く市民にPRするとともに、連携を強化する必要があります。

【取組・方針】

○両センターの一体的な運営に向けた取り組み

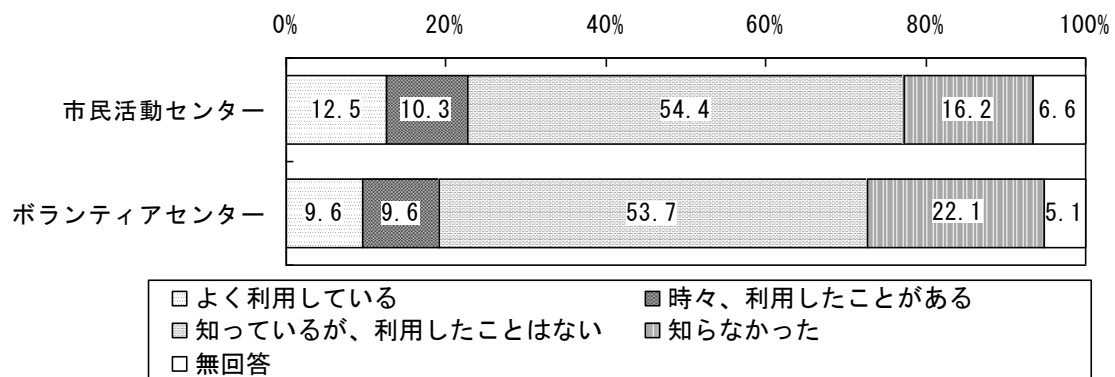
- ・市民活動センターがもつ自主的な活動の側面的支援機能と、ボランティアセンターがもつコーディネート機能など、それぞれの特徴を活かし、福祉的活動を促進していきます。
- ・市民に分かりやすく、また、地域福祉活動がしやすい機能や拠点としてセンターの充実を図るために、一体的な運営に向けた取り組みを進めていきます。

○地域福祉の橋渡し役の充実

- ・活動の場を求めているボランティアと、担い手を求めている地域や施設等の橋渡しをするボランティアコーディネーター、活動の助言をするボランティアアドバイザーの育成と活動の促進を図ります。

◆2割程度の団体がセンターを利用している

- ・両センターとも「よく利用している」のは1割程度で、時々を含めると、2割程度の団体が利用しています。一方、「知らない」が2割程度となっています。



資料：地域福祉アンケート（活動団体）

■市民活動やボランティア活動を支援する仕組みや事業

項 目	概 要
市民活動センター	・市民活動に関する情報の発信・収集：市民活動ニュースやホームページで活動紹介や予定を紹介 ・市民活動に関する情報交換：イベント開催、メンバー募集、活動報告などのチラシを置くなどのPRに利用 ・市民活動に必要な機材や場を提供：会報やチラシを印刷するなど、印刷機の利用が可能 ・市民活動に関する相談：ボランティアなど、地域社会に貢献する活動を行ってみたい方、すでに活動していろいろな課題を抱えている方など ・市民活動に関する学習会や講座などの開催を企画運営 ・地域福祉活動をはじめとして、環境保全、文化活動など、31 団体が登録（平成 21 年 1 月現在）
ボランティアセンター	・社会福祉協議会が運営 ・ボランティアをしたい方への活動先の紹介やボランティアを必要としている個人、団体へのボランティアの紹介などのコーディネート機能 ・市民活動団体支援（活動場所や福祉機材の貸出、助成金情報の提供等） ・福祉の輪を広げる、人材養成のための各種ボランティア講座、学習会の企画・運営 ・各種ボランティア情報の提供（ボランティアセンターだより、ホームページなど） ・医療、福祉関係団体を中心に 20 団体が登録（平成 21 年 1 月現在）

みんなが参加し、行動に移せる場を

《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・一言(声かけ)運動からはじめよう
- ・その元気と力、社会貢献に役立てませんか。
- ・元気です。ボランティアしてみませんか。
- ・助け合い、支え合いのあたたかい風が吹くまち清瀬を、みんなでつくろう。
- ・自治会・町会だけでなく、周辺の商店会などと協力しながら、地域交流を図ろう。

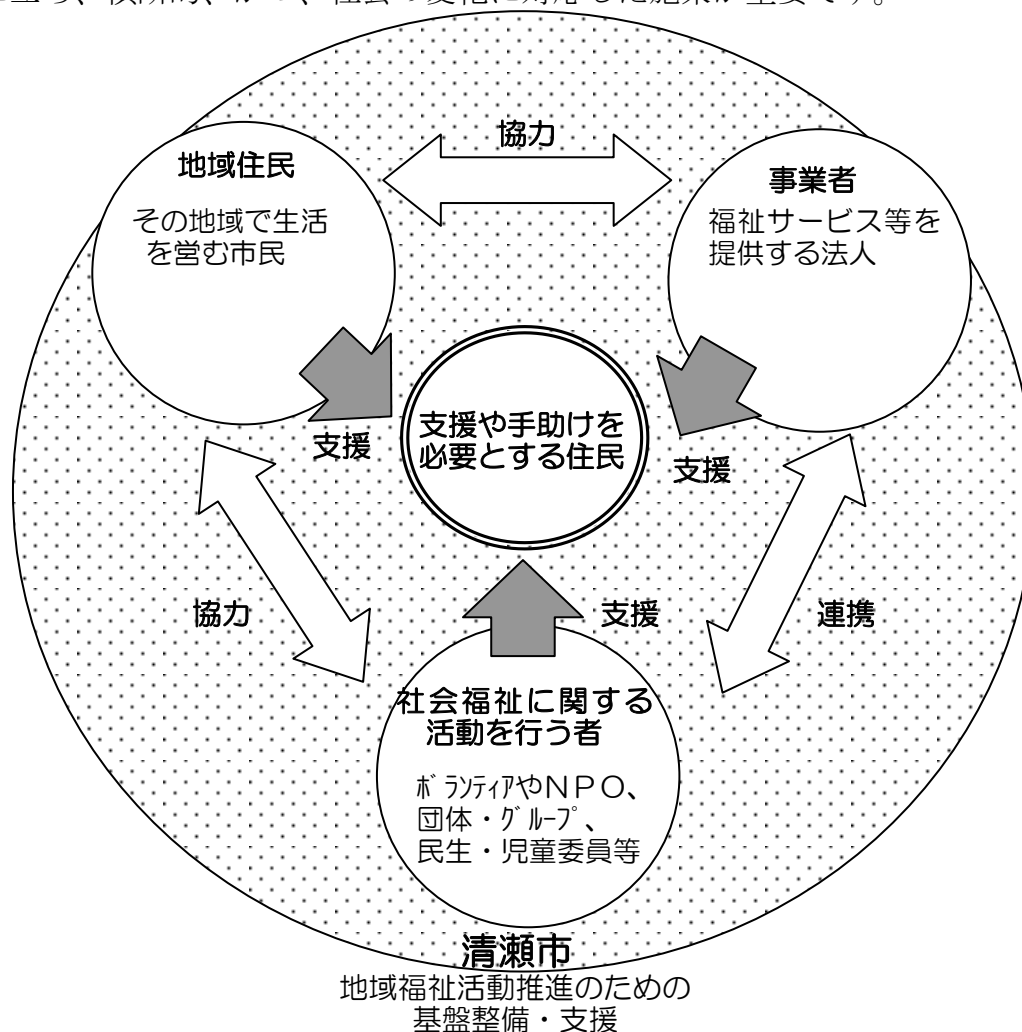
第3章 地域福祉を推進するために

《基本的考え方・目標》

- 市民に開かれた仕組みをつくるために、誰もが参加することを尊重する。特に、若い世代や団塊世代・シニア世代が推進役となる
- 子ども、高齢者、障害者といった分野別ではなく、様々な生活課題に対し、「地域」で対応（発見・予防、橋渡し）できるようにする
- 市民が施策の評価・見直しについても、積極的な参加を果たす

第1節 総合的な地域福祉の展開

地域福祉を推進していくためには、健康づくり施策、少子化・児童施策、障害者施策、高齢者施策などの分野別の福祉施策だけではなく、市民の地域生活の視点に立ち、横断的、かつ、社会の変化に対応した施策が重要です。



1. 安心・安全なまちづくり

(1) 地域の防災対策の充実

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯が増加しています。地域においては、声かけや安否確認などの自主的な活動もみられます。一方、近年、自然災害や感染症の発生により、高齢者が犠牲となるケースが多くなっています。万一、災害が発生した際、二次災害を最小限にとどめることが重要です。

【取組・方針】

<災害・緊急時における安全の確保>

○（仮）災害時要援護者対策連絡会の設置

- ・庁内関係部署等による連絡会を設置し、災害時に備えて具体的な取組みを検討していきます。

○要援護者の把握

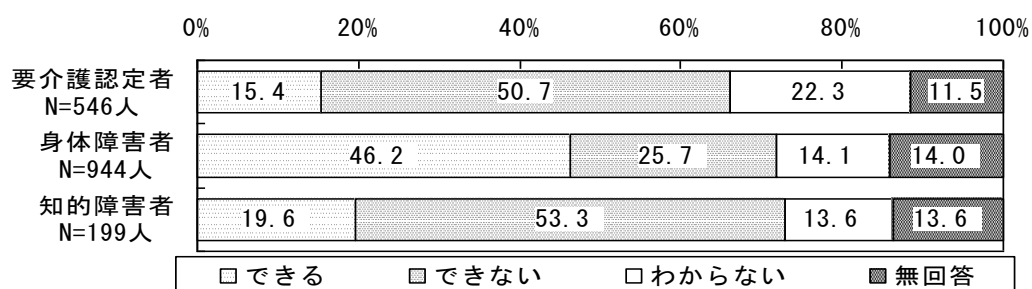
- ・高齢者のみの世帯や障害者がいる世帯などを把握し、支援対策を構築していきます。
- ・要援護者の把握にあたっては、民生委員・児童委員の協力を求めるとともに、調査協力者を地域で確保できるよう支援します。

○地域での支援体制づくり

- ・地域での日常的な見守り活動や助け合い活動を推進します。
- ・講座や広報活動を通して、市民の災害に対する自助・共助の意識を高めます。
- ・災害時支援ボランティアの育成を図ります。
- ・自治会・町会、消防団との連携体制を強化します。

◆要介護認定者や知的障害者の2人に1人が緊急時に「一人で避難できない」

- ・緊急時に一人で避難できるかという設問に対しては、要介護認定者（高齢者）や知的障害の2人に1人が「できない」と回答しています。



資料：市民アンケート（要介護認定者、身体障害者・知的障害者）

（２）防犯対策

高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくりなどの犯罪が増加していることから、被害者とならないようにするための啓発活動や、地域の防犯活動が重要です。

【取組・方針】

○地域の防犯活動

- ・自治会や町会など、小地域単位で取り組む防犯活動を支援します。

○関係機関との連携による啓発活動

- ・振り込め詐欺等に関するチラシの配布、ポスター等の掲示により啓発活動を進めます。
- ・警察や金融機関等との連携により、犯罪被害の防止に取り組んでいきます。

（３）消費者啓発

認知症高齢者や知的障害者等が消費者被害に遭わないようにするため、権利擁護体制の充実とあわせて、消費者啓発が重要です。

【取組・方針】

○消費生活センターとの連携による啓発活動

- ・高齢者を狙った悪徳商法等に関する情報提供、消費者相談・消費者教育を強化します。

■安心・安全なまちづくりに関する地域の取り組み

項 目	概 要
高齢者訪問活動	・民生委員・児童委員が、自然災害発生時や緊急時などに備えて担当地域の高齢者の実態把握に取り組んでいます。

（４）バリアフリーの推進

高齢者や障害者など誰もが自由に社会参加ができ、世代を超えて支え合うことができる地域社会をつくるためには、物理的なバリア（障壁）を除くだけでなく、相互に理解し合う心のバリアフリーが重要です。

【取組・方針】

○建物・移動のバリアフリー

- ・バリアフリー法に基づき、特定建築物のバリアフリー化を促進します。

○情報のバリアフリー

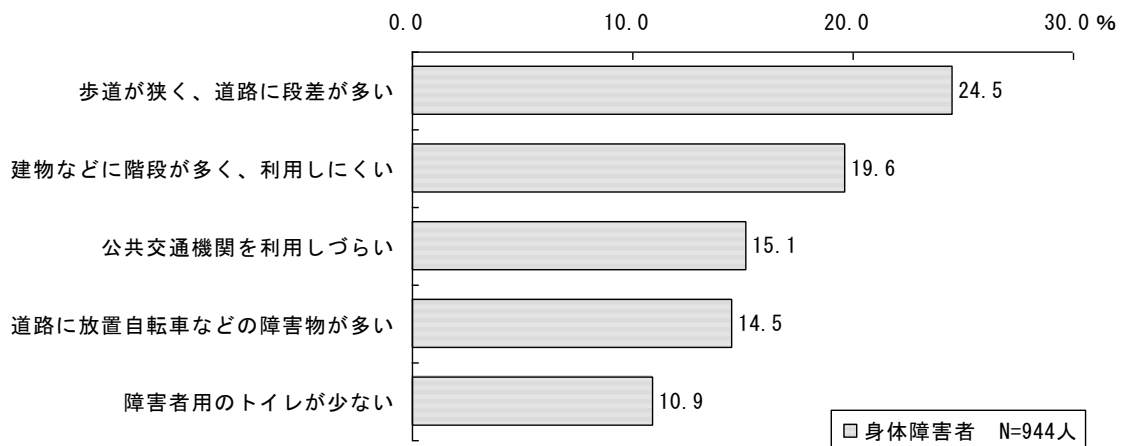
- ・誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達手段のユニバーサルデザイン化を推進します。

○心のバリアフリー

- ・小中学校等における福祉教育の充実を図ります。
- ・保育園、幼稚園等における障害児の受け入れを進めます。

◆道路や建物などの段差に困っています

- ・外出時に困ることとして、身体障害者では、4人に1人が「歩道が狭く、道路に段差が多い」、5人に1人が「建物などに階段が多く、利用しにくい」をあげています。



資料：市民アンケート（身体障害者）

2. 社会のニーズに対応した地域福祉の推進

ひとり暮らし高齢者の増加に伴う孤立死、ひきこもり、育児ストレスを原因とした児童虐待、言葉が障壁となり地域になじめない外国人など、社会の変化に伴い、あらたな課題に対する対応が求められています。また、これらの課題に対しては、身近な地域での見守りや声かけによる助け合いが大きな力となります。

【取組・方針】

○高齢者支援

- ・ひとり暮らし高齢者に対する支援活動（孤立防止、緊急連絡体制の整備）に、地域と一緒に取り組んでいきます。
- ・認知症サポーターの養成等を推進し、認知症に対する市民の理解や支援を求めています。
- ・子どもとの交流、子育て経験を活かした支え合い活動を推進していきます。

○子育て支援

- ・子育てに悩む母親等の孤立化を解消するためのネットワークづくりを進めます。

○障害者支援

- ・発達障害や精神障害等に関する市民の理解を深める活動を進めています。

第2節 市民との連携・協働

1. 各世代の力を地域福祉の推進に

少子高齢化社会の進行、地域コミュニティが希薄化している中で、地域福祉を推進していくためには、若い世代や団塊の世代、様々な分野の活動団体等の力を活かすことが重要です。

【取組・方針】

○活気あるまちづくり

- ・若い世代や団塊世代などの力を活用し、地域福祉を推進します。

○世代間交流の場

- ・若い世代が地域社会にもっと目を向けてもらうきっかけともなる交流イベントの開催にあたっては、企画段階からの参加を呼びかけ、魅力あるものにしていきます。

○若い世代への支援

- ・ファミリーサポートセンター等、子育て世帯を市民が支援する制度や仕組みを充実していきます。
- ・多世代が混住する住環境づくりを促進していきます。

○地域福祉の橋渡し役の充実

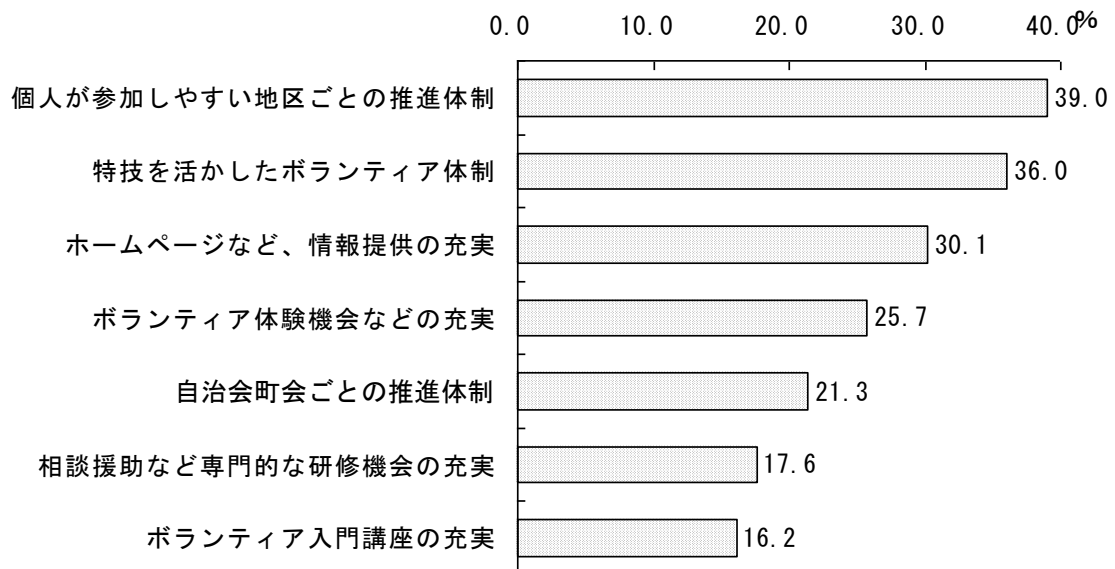
- ・活動の場を求めているボランティアと、担い手を求めている地域や施設等の橋渡しをするボランティアコーディネーター、活動の助言をするボランティアアドバイザー等の育成と活動の促進を図ります。

○市民一人ひとりの役割

- ・施策の充実、効率化を図るとともに、公的なサービスのみでは支えきれない課題の解決にあたっては、市民に協力を求めています。
- ・地域福祉推進のため、市民一人ひとりの役割について理解を得ながら進めていきます。

◆団塊の世代に対し、地区ごとの体制や特技を活かしたボランティアの推進

- ・団塊の世代が地域福祉に関心をもつためには、「個人が参加しやすい地区ごとの推進体制」「特技を活かしたボランティア体制」「ホームページなど、情報提供の充実」などが、求められています。



資料：地域福祉アンケート（活動団体）

2. ボランティア・NPOの力を地域福祉の推進に

ボランティアやNPOなど、それぞれの得意分野を活かし、それらの力を必要としている地域や人とを結び、地域福祉を推進していく必要があります。

【取組・方針】

○ボランティア・NPOの認識を深める

- ・小・中学校における福祉教育、ボランティア教育を通じた理解の促進や活動をPRする機会を増やします。

○市民や地域に対するボランティア・NPOに関する情報提供

- ・市民活動センター、ボランティアセンター等に登録している団体の活動概要を広く市民に紹介するため、ガイドブックの作成やホームページ等の充実を図ります。

○ボランティア・NPOへの活動支援

- ・ボランティアやNPO設立のための支援機関の充実や、活動場所の提供等の支援を行っていきます。

3. 地域福祉活動者との連携の強化

地域においては、民生委員・児童委員等が、市民の身近な相談役や市民と市のパイプ役として活躍しています。これらの地域福祉の担い手との連携を強化するとともに、担い手の発掘が重要です。

【取組・方針】

○地域支援ネットワークの構築

- ・高齢者ふれあいネットワーク事業（ふれあい協力員事業の強化）
- ・ふれあい協力員活動のPRの充実

■地域福祉活動の主な担い手

項 目	概 要
民生委員・児童委員	・それぞれの担当地区において、暮らしのこと、高齢者・障害者・子どものことなどの相談を受け、内容に応じて市役所等の関係機関に連絡したり、福祉サービスを紹介するなど、市民と関係機関をつなぐパイプ役として活動しています。
民生委員・児童委員協力員	・民生・児童委員活動が増大、複雑化していることから、その負担を軽減し、民生・児童委員の地域における活動を支援する協力員を、平成20年10月から配置しています。
ふれあい協力員・ふれあい協力機関	・地域の高齢者が孤立しないよう、声かけ・見守り活動を行うボランティアとして、地域包括支援センターや民生・児童委員と協力して定期的な訪問などを行っています。 また、新聞・牛乳販売所、郵便局、病院、診療所、駐在所等にも、ふれあい協力機関として、声かけ・見守りを依頼しています。
地区福祉員	・担当地区の福祉向上並びに地区住民との連絡調整、社会福祉協議会の組織拡充及び会費納入等の活動を行っています。

地域福祉を推進するために

《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・この街からは「孤立死」を出さない。
- ・地域での孤立を防ごう。
- ・お互いの支え合い、助け合いの輪をつくろう。
- ・地域の集会所でやっているサロンに誘おう。
- ・ふれあい協力員など、地域の活動者とケアマネ・ヘルパーとの情報交換の場をもとう。

資料編 ボランティア・市民活動団体一覧

NO	団体名	活動概要	主な活動分野	登録	
				市民活動	ボランティアセン
【福祉】					
1	NPO法人IDEAジャパン	ハンセン氏病への偏見や差別をなくすための啓発活動や支援活動の実施	保健・医療・福祉、社会教育、人権・平和、国際協力、NPO支援	—	
2	NPO法人アイユー	各種介護福祉サービスや子育て支援の事業の実施	保健・医療・福祉、まちづくり、子ども、NPO支援	—	
3	NPO法人いきいき助け合いネット	高齢者や障害者等を対象とした家事援助、外出支援等の各種支援事業の実施	保健・医療・福祉、社会教育、NPO支援	—	
4	絵手紙の会「紅梅」	絵手紙を通しての高齢者との交流	保健・医療・福祉	—	
5	カトレアの会	古切手を収集・整理し、売却代金を社会福祉に寄付	保健・医療・福祉	—	
6	切手グループ	古切手を収集・整理し、売却代金を社会福祉に寄付	保健・医療・福祉	—	
7	ボランティア清住美会	家庭料理の高齢者への提供	保健・医療・福祉	○	
8	清瀬市お話（傾聴）ボランティアの会	傾聴の学習を活かした1人暮らし高齢者の話し相手の実践	保健・医療・福祉	—	
9	清瀬市・声のボランティア	視覚障害者等へ文字や図表などを音声訳して情報取得の支援を行う他、市内福祉施設の訪問を実施	保健・医療・福祉	—	
10	清瀬難病のぞみの会	難病患者の閉じこもり防止活動、交流のための創作活動	保健・医療・福祉	—	
11	清瀬市ふれあい協力員	地域の高齢者への訪問活動、普段の生活の見守り	保健・医療・福祉	—	
12	きよせ成年後見等移動相談室	認知症高齢者等の相談を行う東京行政書士会の集まり	保健・医療・福祉	○	
13	清瀬点訳の会	点字本の作成等による目の不自由な方への情報提供	保健・医療・福祉	○	
14	NPO法人清瀬福祉移送センターせせらぎの会	高齢者及び身体障害者等を対象とした移送サービスの実施	保健・医療・福祉、まちづくり、人権・平和、NPO支援	—	
15	清瀬わかば会	心身に障害を持つ青少年を対象とした学童クラブの実施、文化レクリエーション活動、工房わかばの運営	保健・医療・福祉	—	
16	NPO法人ケン工房NPOセンター	要介護者への介護サービス等の提供のほか、高齢者・障害者等が暮らしやすいまちづくりへの提言活動	保健・医療・福祉、まちづくり、人権・平和、NPO支援	—	
17	社事大幻灯会サークル	入院中の子どもたちとの交流など	保健・医療・福祉	—	
18	手芸グループ	手芸品作成・販売により社会福祉へ寄付	保健・医療・福祉	—	
19	手話サークルでのひら	耳の不自由な方への情報提供、手話通訳の実施	保健・医療・福祉	—	
20	NPO法人情報労連東京福祉センター	高齢者福祉に関する事業の実施、ミニ・デイサービスやシニアパソコン教室の開催など	保健・医療・福祉、環境、国際協力	○	
21	NPO法人自立支援サービスぼれぼれ	高齢者・障害者等に対する居宅介護等の福祉サービス等	保健・医療・福祉、人権・平和、子ども、NPO支援	—	
22	NPO法人東洋医学高齢者介護の会（転出）	医療・介護の専門家やボランティアとの協同による高齢者それぞれに適した援助の実施	保健・医療・福祉、NPO支援	—	
23	にっこ男性料理教室	調理技術の会得と高齢者への料理提供	保健・医療・福祉	—	
24	布おもちゃの会なかよし	布の絵本等を作成し、児童施設等へ寄付	保健・医療・福祉	—	
25	NPO法人福祉移送サービスの会	高齢者・障害者等に対する移送サービスの実施	保健・医療・福祉	—	
26	NPO法人ぶなの樹会	高齢者・障害者が尊厳を侵されることなく生活し、自立した個人として社会参加が保障される条件の整備を促進	保健・医療・福祉	○	
27	ブレケアサークルおもちゃぼこ	おもちゃを通じての高齢者との交流や自閉症児を中心としたおもちゃ遊びの交流	保健・医療・福祉	—	
28	ボランティアグループやよい	リサイクル作品の作成販売により、社会福祉に寄付	保健・医療・福祉	—	
29	ボランティアサークルHi-Ho	障害児を対象としたイベント（旅行・観劇など）の開催	保健・医療・福祉	—	
30	まりこ喫茶	福祉施設での茶会交流の実施	保健・医療・福祉	○	
31	元町寿会	世代間交流、健康講座、福祉施設への慰問、募金活動等	保健・医療・福祉	—	
【子育て】					
32	NPO法人ウイズアイ	子育て支援事業の実施や子育てに関する調査・研究事業の実施、子育て支援団体等のネットワークの構築	保健・医療・福祉、社会教育、人権・平和、男女共同参画、NPO支援	○	
33	うづきさつきの会	赤ちゃんの会、親同士の交流	保健・医療・福祉、子ども	○	
34	NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ	地域における子どもと家庭を対象とした子育て支援事業の実施、地域と家庭とのネットワーク化の推進等	男女共同参画、子ども、NPO支援	—	
35	児童センターボランティアサポーター	児童センターの運営サポート	保健・医療・福祉、子ども	—	

NO	団体名	活動概要	主な活動分野	登録 市民ボランティア活動セン
【児童健全育成】				
36	おながの会	子どもたちの昔遊びの指導	社会教育、子ども	—
37	ガールスカウト東京都第70団	清掃、募金活動、子どもまつり、福祉まつり	社会教育、子ども	—
38	きよせおもちゃ病院	おもちゃの修理を通じての児童との交流	子ども	—
39	NPO法人清瀬こども劇場	文化芸術体験、自然体験、あそび体験等の事業を通じた子どもの成長と社会参画へのサポート	保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、人権・平和、男女共同参画、子ども、NPO支援	—
40	清瀬消防少年団	防火に関する幅広い活動を通じ社会人としてのマナーを養成	社会教育、子ども	—
41	子育て研究会ひまわり	学区区域パトロールと子どもの見守り	まちづくり、子ども	—
42	日本ボーイスカウト東京連盟清瀬第3団	青少年の健全育成、社会奉仕等のプログラムの展開	社会教育、子ども	—
43	清瀬昔遊び保存会	昔の遊び道具(竹とんぼ、紙飛行機など)の作り方と遊び方の伝承	社会教育、子ども	—
【健康】				
44	わいわい竹丘クラブ(清瀬市竹丘地域健康づくりの会)	高齢者の健康づくり活動や福祉施設等での会食など	保健・医療・福祉	—
45	操体法ふうわり	体のバランスを整える操体法を通じた健康づくり活動の普及促進	保健・医療・福祉	—
46	中国健康法普及協会清瀬竹丘会場	中国医療体操による健康づくり、福祉施設等への出張体操	保健・医療・福祉	○
47	中国健康法普及協会清瀬ポケット会場	中国医療体操による高齢者の体力づくり指導	保健・医療・福祉	○
48	中国健康法普及協会東久留米本部	中国医療体操による健康増進	保健・医療・福祉	○
49	和みの会	高齢者の閉じこもり予防、健康づくり活動	保健・医療・福祉	—
50	野塩いきいき健康クラブ	高齢者の閉じこもり予防、健康づくり活動	保健・医療・福祉	—
【環境】				
51	川づくり清瀬の会	清瀬の川の水質検査、魚類調査、自然保護活動等	まちづくり、環境	○
52	環境市民スクール	身近な環境やゴミの減量などを中心に住みよい環境づくりをみんなで考え実践していく	まちづくり、環境	—
53	清瀬ごみともだち	ゴミ問題に関する学習会の開催と実践	まちづくり、環境	—
54	清瀬ダイオキシン対策等市民協議会	環境保全活動への取り組みと啓発	まちづくり、環境	○
55	清瀬の自然を守る会	清瀬市内の自然保護・啓発活動	まちづくり、環境	○
56	清瀬フリーマーケット実行委員会ポケット広場	資源循環型社会の一助となるためのフリーマーケットの開催	まちづくり、環境	—
57	けやき通りを愛する会	けやき通りの清掃	まちづくり、環境	—
【文化・芸術】				
58	アロハウクレレ	アロハウクレレ演奏技術の習得やボランティアでの演奏・指導	学術・文化・芸術・スポーツ	—
59	清瀬音楽鑑賞倶楽部	力ある若いクラシックアーティストを招いて、生の音楽が楽しめる「まちづくり」を推進する	学術・文化・芸術・スポーツ	○
60	清瀬管弦楽団	市民オーケストラとして、清瀬市を中心とした演奏活動を通じ、オーケストラの普及促進を図る	学術・文化・芸術・スポーツ	○
61	清瀬郷土研究会	清瀬市内の風土・歴史等を研究	学術・文化・芸術・スポーツ	○
62	清瀬市民連盟	老人ホーム等への慰問講演、市民文化祭への参加	学術・文化・芸術・スポーツ	—
63	清瀬リコーダーアンサンブル ルシエツロ	老人ホームや小学校等市内各所での演奏会の開催	学術・文化・芸術・スポーツ	—
64	現代墨画陽水会	生涯学習センターでの展覧会の開催等により水墨画の普及を目指す	学術・文化・芸術・スポーツ	—
65	書象会/春燕書道会	書道の学習、老人保健施設での書道指導のボランティア	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ	—
66	NPO法人全日本歌謡協会	民謡・歌謡曲・童謡などの名曲・名歌の発掘や保全活動の実施	社会教育、学術・文化・芸術・スポーツ、子ども	—
67	創作粘土人形 ミュゼの会	創作粘土の製作と展示会の開催を通じた創作粘土人形の普及促進	学術・文化・芸術・スポーツ	—
68	伝統芸能東京松浪會	新潟県・清瀬市近隣に伝わる伝統舞踊の継承、福祉施設等への慰問講演の実施	学術・文化・芸術・スポーツ	—
69	博物館友の会	郷土博物館主催の企画展の手伝い等	学術・文化・芸術・スポーツ	—
70	はたおり伝承の会	伝統技能であるはたおりの技能の伝承	学術・文化・芸術・スポーツ	○
71	はな遊びの会	生け花教室の開催、生け花文化の普及促進	学術・文化・芸術・スポーツ	—
72	花工房アコースティック	フラワーアレンジメント教室の開催、各種イベント会場や老人ホームの花装飾への協力	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ	—
73	はなみずき	水彩画教室の開催等を通じた水彩画の普及促進	学術・文化・芸術・スポーツ	—
74	ハーモニー999	医療・福祉施設等でのハーモニカの演奏等	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ	—
75	不昧会	文化祭への協力、せせらぎの家における茶会の席持(石州流不昧派)	学術・文化・芸術・スポーツ	—

NO	団体名	活動概要	主な活動分野	登録	
				市民活動	ボランティア
76	フレディ	朗読を通して文化的欲求を満たし、社会に貢献	学術・文化・芸術・スポーツ	○	
77	武蔵野鉄道クラブ	鉄道趣味を通じて、障害者(主に知的障害者の方々)への社会貢献活動を行う	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ	○	
78	レ・カノン	医療・福祉施設等での歌のボランティア、チャリティーコンサートへの参加	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ	—	
79	早稲田大学校友会清瀬稲門会	早稲田大学卒業生の相互交流や地域の市民との文化交流の実施	社会教育、学術・文化・芸術・スポーツ、まちづくり	—	
【スポーツ】					
80	エンジョイ・フラ	市民文化祭やチャリティーパーティへの協力、老人福祉施設でのボランティア	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ	—	
81	華山気功とヨーガの会	気功・ヨーガによるデイサービスの実施	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ	—	
82	清瀬インディアカ協会	インディアカの普及促進を通じた健康増進	学術・文化・芸術・スポーツ	○	
83	NPO法人清瀬市体育協会	スポーツ教室や大会等の開催による市民スポーツの普及・推進等	保健・医療・福祉、社会教育、学術・文化・芸術・スポーツ、子ども、NPO支援	—	
84	NPO法人きよせスポーツクラブ	水中運動の指導を通じた地域住民の健康維持・増進、子どもたちへの水泳指導等	保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、子ども	—	
85	清瀬市空手道連盟 志道会	空手の稽古を通じた青少年の健全育成	学術・文化・芸術・スポーツ、子ども	—	
86	清瀬市ソフトテニス連盟	ソフトテニス大会の開催、小中学生へのテニス指導・普及促進	学術・文化・芸術・スポーツ	—	
87	清瀬市卓球連盟	卓球大会の開催を通じた普及促進活動、体育協会実施事業への協力ボランティア	学術・文化・芸術・スポーツ	—	
88	清瀬市軟式野球連盟	各種野球大会の開催等を通じた市民の健康増進、青少年の健全育成等	学術・文化・芸術・スポーツ	—	
89	清瀬市フォークダンス連盟	福祉施設等への慰問とフォークダンスの普及促進活動	学術・文化・芸術・スポーツ	—	
90	清瀬市ラージボール同好会	ラージボールを通じて心と体を鍛え、市民への普及と親睦の輪を広げる	学術・文化・芸術・スポーツ	○	
91	モハラ フラ	市民文化祭や市民まつりへの参加を通じ、フラダンスの普及促進を図る	学術・文化・芸術・スポーツ	—	
92	楊名時日本健康太極拳清瀬教室	太極拳による健康増進活動の普及促進	学術・文化・芸術・スポーツ	—	
【国際交流】					
93	清瀬市国際交流会	市内在住の外国人の人々との親善と相互理解を深めるための各種事業の実施	国際協力	—	
94	言語交流研究所	多言語の自然習得活動や、外国人ホームステイの受け入れ等	国際協力、子ども	○	
【情報・通信】					
95	清瀬市IT講習アドバイザーの会	社会教育事業への協力ボランティア、パソコン普及活動の実施	社会教育、情報化	—	
96	情報ボランティアの会(清瀬)	パソコン講座の実施や情報関連の啓発活動を通じ、市民の情報技能の習得を支援	社会教育、情報化	○	
【まちづくり・その他】					
97	NPO法人環境文化のための対話研究所	地域社会の持続的な発展を目指す市民学習システムづくりへの支援	社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、子ども、NPO支援	—	
98	清瀬まち研	地域交流(創年のたまり場、子どもの居場所づくり)、コミュニケーションネットワークの構築	保健・医療・福祉、環境	○	
99	社会参加を考える会	健康・経済・心・家庭・交流の五恵で生涯現役の生きがいの輪を広げる	保健・医療・福祉、社会教育	○	
100	NPO法人設計協同フォーラム	住まいの講座、相談会、見学会の実施(無料)	社会教育、まちづくり、環境	○	
101	創年・まちづくりの会	地域住民のコミュニティづくりと居場所づくり	社会教育、まちづくり、環境	○	

